

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 4月25日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 5月16日 午前 8時30分から 令和 7年 5月23日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 7年 5月28日 午前10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 6月11日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 7年 5月29日 午前 9時00分から 令和 7年 6月 4日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 4月25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9時00分から午後4時00分までです。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高松市松並町字橋詰 |
| | 地 番 | 5 8 7 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 9 . 8 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市松並町字橋詰 |
| | 地 番 | 5 8 7 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 2 . 2 2 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 高松市松並町字橋詰 5 8 7 番地 4、5 8 7 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 5 8 7 番 4 |
| | 種 類 | 事務所・倉庫 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 8 2 . 6 6 平方メートル
2 階 4 9 . 9 7 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 3月21日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 利江子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

物件1及び2の一団の土地と周囲の土地との境界について、西側線及び南側線の境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高松市松並町字橋詰 |
| | 地 番 | 5 8 7 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 9 . 8 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市松並町字橋詰 |
| | 地 番 | 5 8 7 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 2 . 2 2 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 高松市松並町字橋詰 5 8 7 番地 4、5 8 7 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 5 8 7 番 4 |
| | 種 類 | 事務所・倉庫 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 8 2 . 6 6 平方メートル
2 階 4 9 . 9 7 平方メートル |



令和7年(ケ)第2号
令和7年1月29日受理
令和7年2月19日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高松市松並町字橋詰 |
| | 地 番 | 5 8 7 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 9. 8 7平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市松並町字橋詰 |
| | 地 番 | 5 8 7 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 2. 2 2平方メートル |
| 3 | 所 在 | 高松市松並町字橋詰 5 8 7 番地 4、5 8 7 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 5 8 7 番 4 |
| | 種 類 | 事務所・倉庫 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 1 8 2. 6 6平方メートル
2階 4 9. 9 7平方メートル |



(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (債務者破産管財人 兼所有者特別代理人)	1 私は本件物件の所有者の特別代理人です。 2 物件3の建物内については、現在何もなく、空き家の状態です。鍵は当 職が所持していますので、調査時には貸与します。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から、2枚目記載のとおりであると認めた。
- 2 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 3 高松市役所での調査によると、物件1、2は非線引都市計画区域内に存在し、物件1は東側を幅員約2.6mの高松市道（建築基準法42条2項道路）に、物件1、2は北側を幅員約4mの私道（所有者：七宝産業株式会社、建築基準法42条1項5号道路）にそれぞれ接道している。なお、東側については、セットバックの必要性があることが伺われる。
- 4 物件1、2は、一団の土地として利用されており、物件1、2の境界は判然としない。物件1、2の南側及び物件2の西側を除いて、周囲の土地との境界はほぼ明らかである。14条1項地図は存在する。なお、ブロック塀の劣化が著しい。
- 5 物件3の建物については、経年（築後約58年経過）劣化が認められる。登記簿上、昭和50年7月31日に増築されているが、それからでも約50年経過しており、老朽化が著しい。
- 6 前面道路の所有者である七宝産業株式会社は、平成23年3月23日に高松地方裁判所観音寺支部の破産手続終結により、現在は存在していないため、通行等について確認することはできなかった。近隣住民に確認したところ、住民の通行には支障はないとのことであった。ただ、道路の破損等の修繕等では費用負担の可能性は考えられる。

※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過

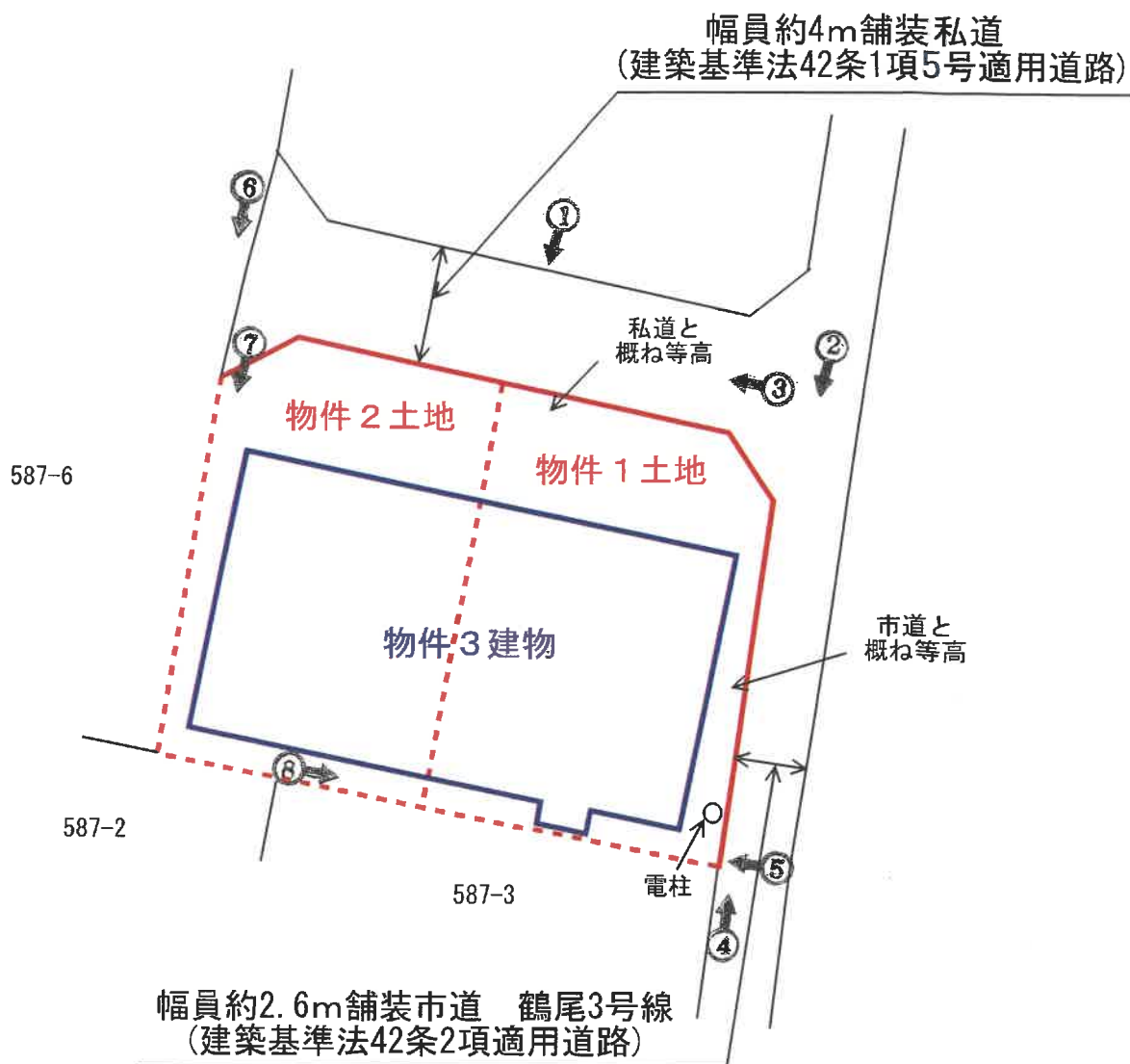
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年1月30日(木) 9:15-9:25	高松法務局	周辺土地調査等
令和7年1月30日(木) 9:35-9:45	広域水道企業団高松ブ ロック統括センター	給排水管等調査
令和7年1月30日(木) 9:50-10:00	高松市役所	公法上の規制等調査
令和7年1月30日(木) 10:15-10:35	物件所在地	物件確認、写真撮影、接道外観等調査
令和7年2月6日(木) 13:30-14:30	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
令和7年2月10日(月) 15:00-15:15	高松法務局	前面道路の所有者調査
令和7年2月13日(木) 11:30-11:50	物件所在地付近	近隣住民から聴取(道路調査)

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

- ※1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
 ※2 隣接地の地番は、公図に基づく記載である。
 ※3 破線は、隣接地等との境界がやや不明確な部分を表す。



土地建物位置関係図
(概略)

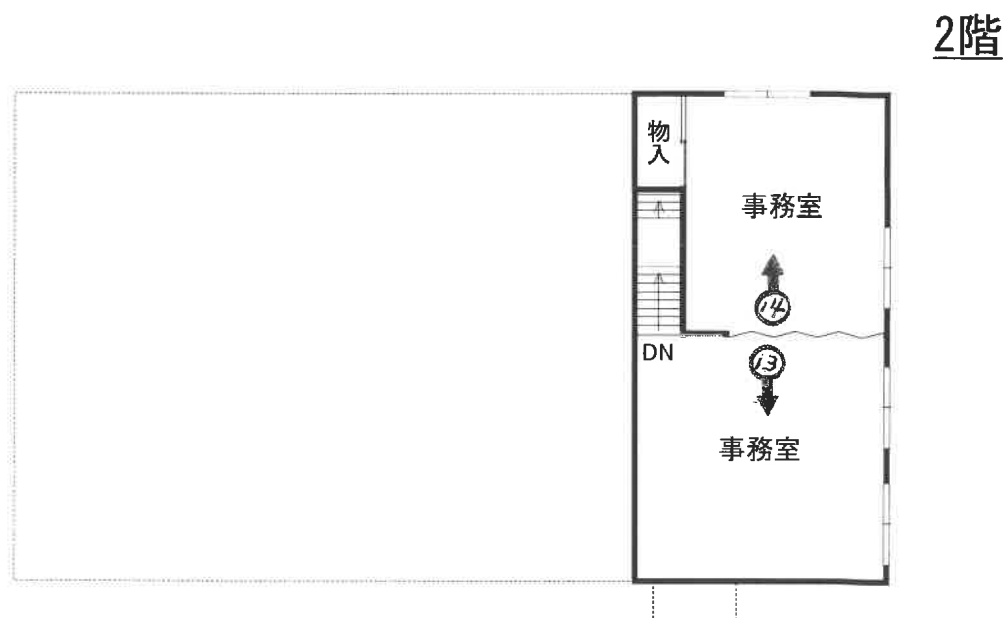
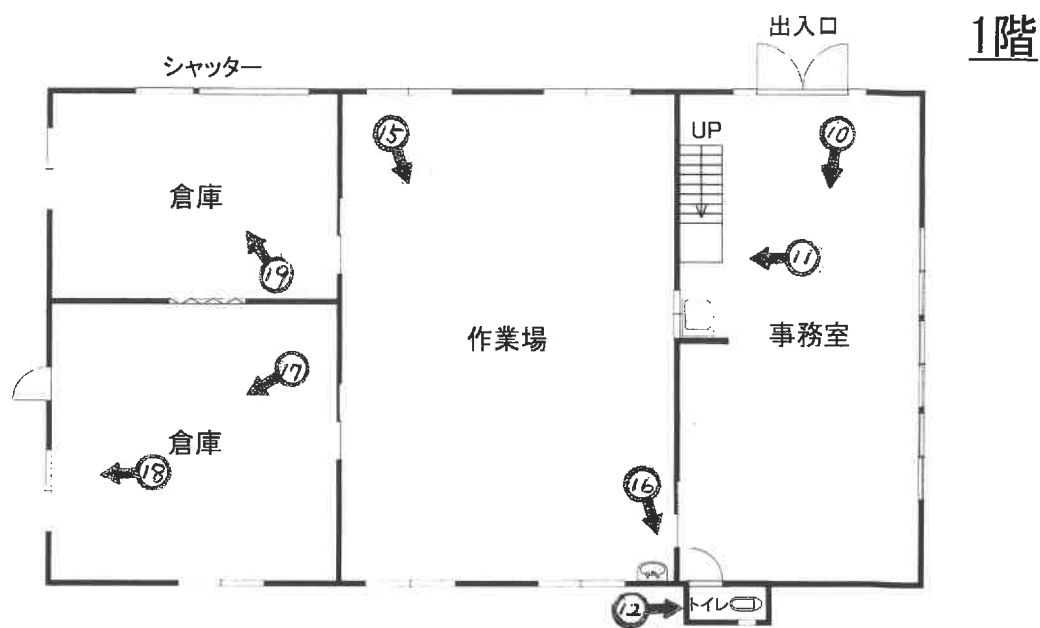


S ≒ 1 : 250

←○ 写真撮影位置・方向

(6 枚目)

物件3
主である建物



間 取 図

写真撮影位置・方向

(7 枚目)



1



本件物件の外観

2



本件物件の東側道路の状況

3



本件物件の北側道路の状況

4



物件1 南東側の状況

5



物件1 南側の状況

6



物件2 西側隣地との境界付近の状況

7



物件 2 西側の状況

8



物件 2 南側の状況

9



物件3 玄関付近の状況

10



物件3 1階東側事務室の状況

11



物件3 1階東側事務室階段下の状況

12



物件3 1階事務室南西側トイレの状況

13



物件3 2階南側事務室の状況

14



物件3 2階北側事務室の状況

15



物件3 1階作業場の状況

16



物件3 1階作業場南東側手洗場の状況

17



物件3 1階南西側倉庫の状況

18



物件3 1階南西側倉庫の天井（西側）の状況



物件3 1階北西側倉庫の状況

令和7年（ケ）第2号
令和7年2月6日 現地調査
令和7年2月18日 評価

高松地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
新 川 智 洋

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 4 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 5 7 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 5 4 0, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金 1, 3 2 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1 ないし 3 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 及び 2 の内訳価格は、物件 3 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 3 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	高松市松並町字橋詰 5 8 7 番 4 宅地 1 5 9 . 8 7 m ²	同 左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	高松市松並町字橋詰 5 8 7 番 5 宅地 1 5 2 . 2 2 m ²	同 左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	高松市松並町字橋詰 5 8 7 番 地 4、5 8 7 番地 5 5 8 7 番 4 事務所・倉庫 軽量鉄骨造スレート葺2階建 1階 1 8 2 . 6 6 m ² 2階 4 9 . 9 7 m ² 延 2 3 2 . 6 3 m ²	同 左
特 記 事 項			
・特になし			

一次頁へー

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び2土地）

位 置 ・ 交 通	琴電琴平線「三条」駅の西方約2.1km ことでんバス「鶴尾」バス停の西方約190m （何れも直線距離、附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	目的物件の存する近隣地域は、高松市中心市街地の南西方郊外の松並町地区内、琴電琴平線「三条」駅の西方約2.1km付近（直線距離）に位置する。当該地域においては、県道背後の大規模な県営団地付近において戸建住宅、事業所等が混在する地域を形成している。当該地域においては、特段の地域要因の変化等は見受けられず、今後もほぼ現況と同様なあり方で推移するものと予測するが、より生活利便性及び人気の高い市南部郊外等の宅地供給の増加、地縁的選好性の強さ等も相俟って需要はやや弱く、今後も地価水準は概ね弱含みで推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 準工業地域 60% 200% 指定なし 特別用途地区（大規模集客施設制限地区）
画 地 条 件	一団の土地（物件1及び2、以下同様）については、東側間口約13.5m、奥行約20.5m（最大）、規模312.09㎡（登記記載数量）のほぼ長形状の角地であり、地勢は概ね平坦である。	
接面道路の状況	一団の土地の東側で幅員約2.6m舗装市道（鶴尾3号線、建築基準法第42条2項適用道路、歩道無）と、また、同北側で幅員約4m舗装私道〔建築基準法第42条1項5号適用道路（位置指定年月日：昭和52年3月19日、整理番号：5-S51-0554）、所有者：七宝産業株式会社、歩道無〕と、各々概ね等高に接面する。また、系統・連続性はやや劣る〔附属資料「土地建物位置関係図（概略）」参照〕。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	現況では、一団の土地は物件3建物の敷地として利用されている。また、一団の土地としての隣接不動産の状況は、東側は市道を介し事業所、西側は戸建住宅、南側は戸建住宅、北側は戸建住宅及び空地である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり、ガス配管 なし、下 水 道 あり	
特 記 事 項	・一団の土地の範囲について、法務局備付の公図（法第14条1項地図）、建物図面、住宅地図、航空写真等を参考にした現地調査等の結果、一団の土地としての周囲の土地との境界については、西側線、南側線を除き、現況上明らかである。また、物件1及び2土地相互間の境界は判然としない〔附属資料「土地建物位置関係図（概略）」参照〕。なお、明確でない境界線を明らかにするためには、民境界確定協議の実施が必要であると思料する。	

特 記 事 項	・一団の土地の西側線、南側線にはブロック塀が存するが、現況では老朽化等により傾いている状況にある。 ・一団の土地のうち物件1土地（一団の土地の南東端部付近）に電柱が存する〔附属資料「土地建物位置関係図（概略）」参照〕。 ・高松市都市整備局建築指導課での聴取等によれば、物件1土地の東側市道は建築基準法第42条2項適用道路に該当するため、現況幅員等よりセットバックの必要性が存するが、現況からは未了であることが窺われる。 ・土壤汚染の有無に関しては、登記記載事項、過去の住宅地図による地歴調査、聴取調査等からは土壤汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壤汚染の可能性は低い。なお、土壤汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。 ・埋蔵文化財の有無に関しては、高松市創造都市推進局文化財課に確認した結果、文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はないことから、埋蔵文化財埋設の可能性は低いと判断し、当該要因については考慮外として評価する。 ・目的物件の占有等の権利関係は、現況調査報告書参照のこと。
---------	---

一次頁へー

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年 数	建築年月日（登記記載） 昭和42年3月10日新築、昭和42年4月24日変更、昭和50年7月7日一部取毀、昭和50年7月31日変更、増築 経過年数 新築時より約58年、増築時より約50年 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 軽量鉄骨造 屋 根 スレート葺 外 壁 スレート、鋼板、サイディング等 内 壁 ビニールクロス、板張り等 天 井 ビニールクロス、ボード貼り等 床 Pタイル、板張り等 設 備 電気・給排水・空調・衛生設備等
床面積（現況）	1階182.66㎡、2階49.97㎡、延232.63㎡
現況用途等	階層 2階建 現況用途 事務所・倉庫 間取り （附属資料「間取図」のとおり）
品 等	中位
保守管理の状態	やや劣る（閉鎖中）
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・高松市都市整備局建築指導課での聴取等によれば、物件3建物については、建築基準法上の建築確認、完了検査の記録は何れも認められないとのことである。 ・目的物件は経年劣化が認められ、老朽化が著しい状況にある。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・目的物件については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。 ・目的物件の占有等の権利関係は、現況調査報告書参照のこと。

ー次頁へー

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1及び2一体地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
一体地	22,300	0.89	312.09	0.60	3,716,000
1	—	—	159.87	—	※1,904,000
2	—	—	152.22	—	※1,812,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 高松－16

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $31,100\text{円}/\text{㎡} \times 99/100 \times 100/100 \times 100/138 \div 22,300\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：特になし

◇地域格差：街路条件+10%、環境条件+25%（相乗値）

イ 個別格差：角地+2%、規模▲10%、セットバック▲3%（相乗値）

ウ 地 積：登記記載数量による。

エ 建付減価：地上建物の用途、配置等の現況に鑑み、▲40%の建付減価の発生が認められると判断した。

※各物件の建付地価格は、一体地の建付地価格を登記記載数量にて面積按分し求めた。

物件1： $3,716,000\text{円} \times 159.87\text{㎡} \div 312.09\text{㎡} \div 1,904,000\text{円}$

物件2： $3,716,000\text{円} \times 152.22\text{㎡} \div 312.09\text{㎡} \div 1,812,000\text{円}$

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価 率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
3	150,000	232.63	0.01	349,000

ウ 現 価 率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・物件3建物

経済的残存耐用年数をほぼ満了しており、建物の現況等を考慮して、現価率を1%（0.01）と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,904,000	0.5	法定地上権	952,000
2	1,812,000	0.5	法定地上権	906,000
計				1,858,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,904,000	-952,000		1.0	0.6	570,000
2	1,812,000	-906,000		1.0	0.6	540,000
3	349,000	+1,858,000	1.0	1.0	0.6	1,320,000
一括価格（合計）						2,430,000

ウ 占有減価修正：現況等に鑑み、特段の占有減価修正は必要ないと判断した。

エ 市場性修正：現況等に鑑み、特段の市場性修正は必要ないと判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

一次頁へー

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（高松－16）

所 在：香川県高松市田村町字西内283番2
価 格：31,100円/㎡
位 置：琴電琴平線「伏石」駅の北西方約1.9km（道路距離）
価 格 時 点：令和6年1月1日
地 積：348㎡
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：南側4.5m私道
用 途 指 定 等：（都）1住居（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：一般住宅、共同住宅が多い郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 …… 2,481,182円
物件2 …… 2,362,454円
物件3 …… 1,368,335円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図（地形図）
- 2 位置図（白図）
- 3 公図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図（概略）
- 6 建物間取図

以 上

最寄駅

物件

最寄バス停

公示地：高松ー16

位置図



S ≒ 1:25,000

高松市役所「白図」

大手前高松中学校高校

79.0

18.8

室新田

85.0

奥ノ池

碎石場

672.5

浄願寺山
△239.5

西春日町

物件

松並町

15.9

紙町

14.4

鶴尾橋

鶴尾小学校

鶴尾出張所

19.8

15.5

12.9

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

13.4

位置図



S 1:10,000

10



- 11 -

登記年月日：昭和50年8月4日

312458

附錄第八号ノ七

面
圖
物
建

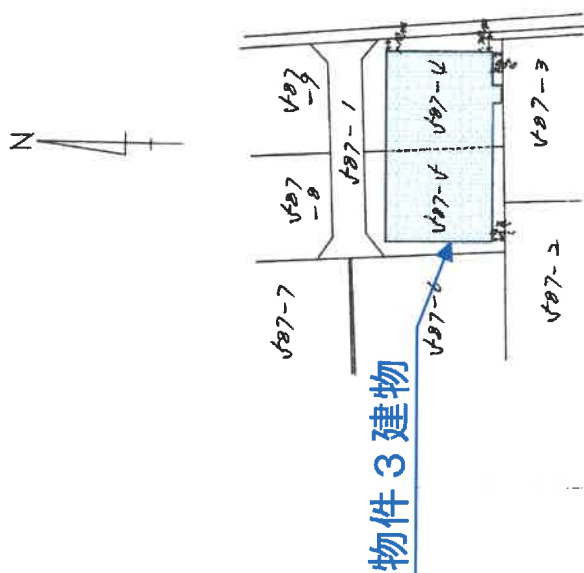
7-687

建物の所在

自來水廠並增設抽水機87架。4. 687架。

昭和 年 月 日

申請人



物件3建物

箱	尺	1	500
---	---	---	-----

(香川県土地家屋調査士会専用)

昭和50年8月4日登記

登記年月日：昭和50年8月4日

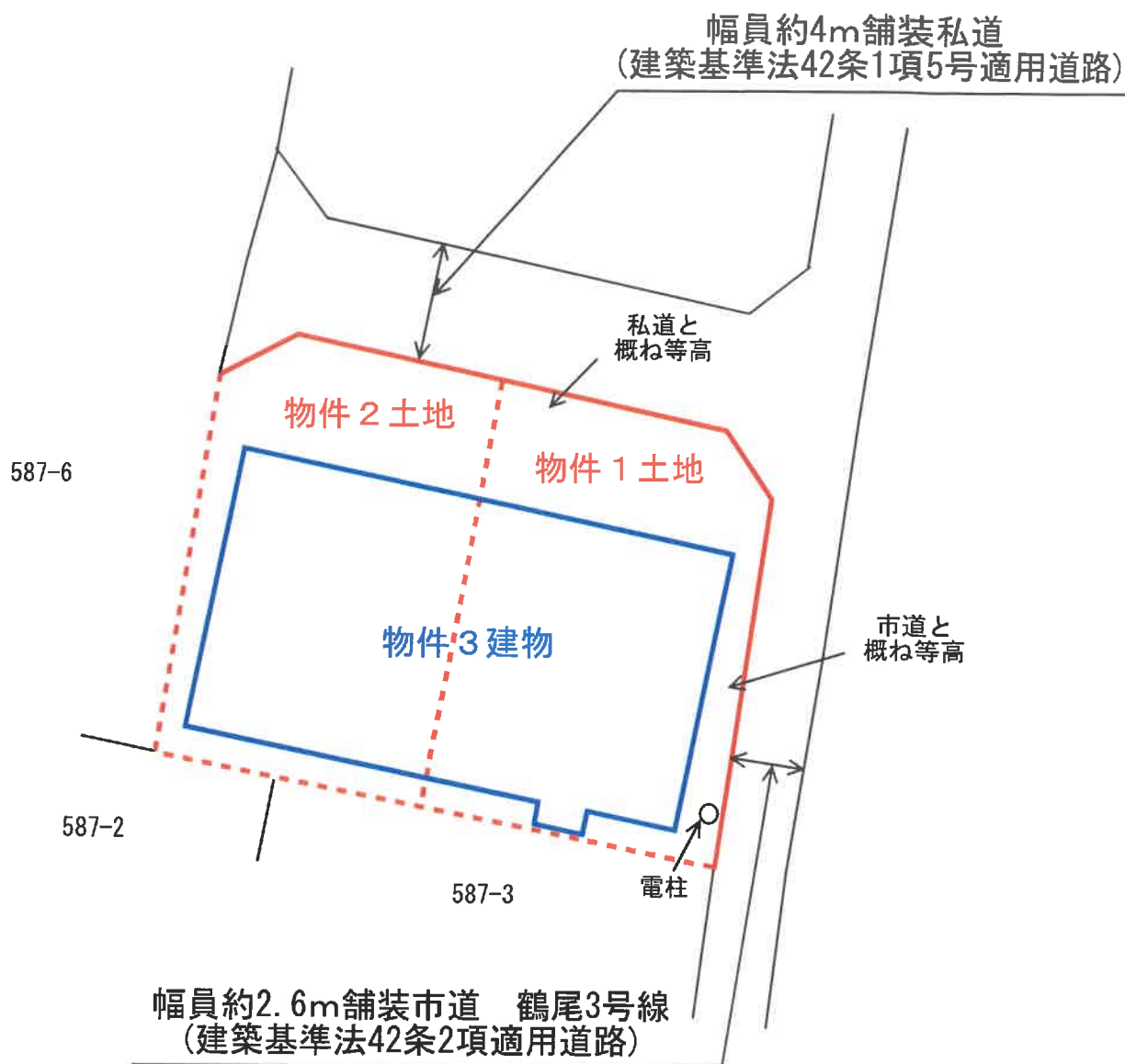
242459

家屋番号 V87-44	附録第八号ノ八
建物の所在 香川県高松市高松区高松7番地44 V87番地44	作製年月日 昭和50年8月4日
	作製者 [Redacted]
	申請人 [Redacted]

各階平面図 <u>1階</u> 床面積 ① $10.10 \times 10.10 = 102.01 \text{ m}^2$ ② $1.07 \times 1.07 = 1.14 \text{ m}^2$ 合計 103.15 m^2	<u>2階</u> 床面積 ① $10.10 \times 10.10 = 102.01 \text{ m}^2$ ② $1.07 \times 1.07 = 1.14 \text{ m}^2$ 合計 103.15 m^2
--	---

縮尺 1/200	(香川県土地家屋調査士会専用)	昭和50年8月4日登記 平成
-------------	-----------------	-------------------

- ※1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
- ※2 隣接地の地番は、公図に基づく記載である。
- ※3 破線は、隣接地等との境界がやや不明確な部分を表す。



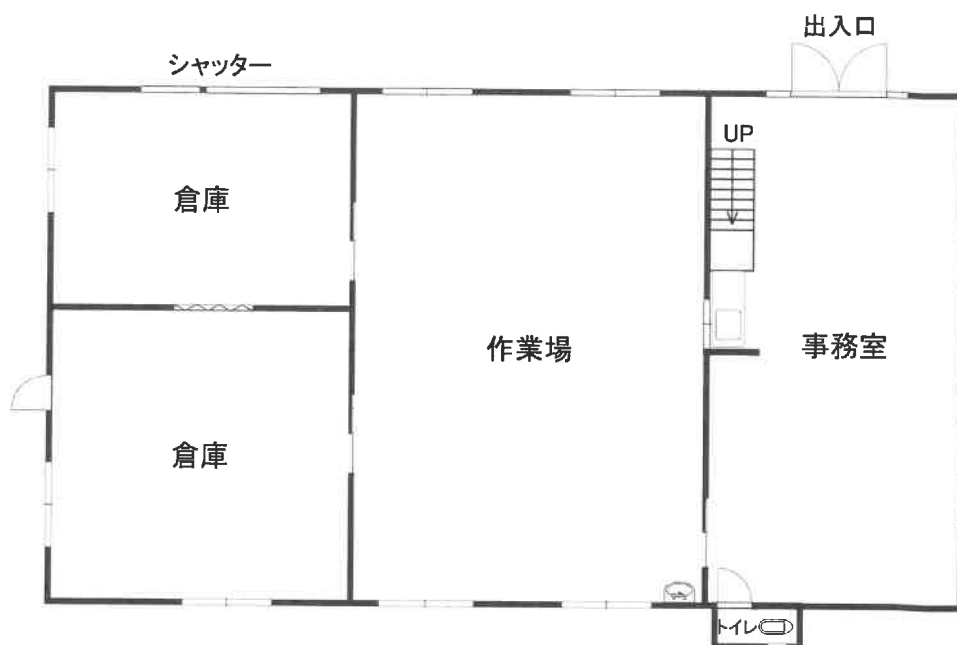
土地建物位置関係図
(概略)



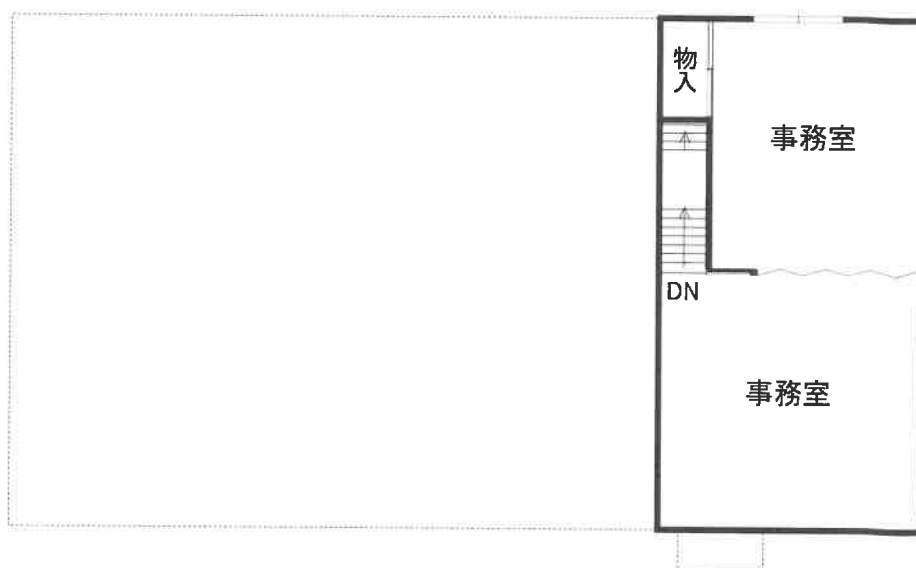
S ≒ 1 : 250

物件 3
主である建物

1階



2階



間 取 図

